

き税額は以前に比し減じたれども、元より藩政制度の如く之を馬事百般の用途に充つるに非ず、只種馬の一用途に過ぎざるを以て、三分の税金追々繰越の姿となれり、故に當局は種馬貸下に力を與へ、又牝馬を各村に維持するに力めたり、明治九年十年の頃に至り、政府も又内治根本に着眼せる際なるを以て、地方將來多望の業なるを認め、牧を奨励し、資金貸下等に厚配せられしを以て、山田縣令其意を體し、蟻渡牧の舊趾に撰畜場を設け、縣下優良の牝馬を入れ、産馬の興起を圖れり。

而して社會進運に伴れ、牛馬の價格昔日の比に非ず、明治十四年に至り、管内惣馬拂代金牝牡を合し、年額二十萬圓以外に昇降するの實況に至れり、當時民情又馬産に着眼して自ら勵み、官給貸下馬に依頼せず、種馬を精撰し、價の如何を問はず、購入せり、是れ種馬の良否は年々の産出に關係し、得失顯然として利害大なるを以てなり、故に其盛んなるに至れば、從て競情の興るは亦理なり、茲を以て其効果を見んとし、種馬購入の爲金格を投ずるを惜まざるに至る、故を以て價格頓に昇騰せるなり、是等の狀況を見るに一般の馬産同一なる能はず、有資力者は進んで其利を獲得し、篤志家と雖も資力なきものは舊態に安んぜざるべからず、是改革に伴ふ一弊害なるを免れず、而して馬産地に非ざれば、此狀況又見ざる所なるべし。

#### ▲貸下種馬及紛議

改革以來貸下種馬の良否等に關し、其間争なき能はざるは元より期す可からざる事なり、又買上法貸下方公平を缺くの論議起り、處理甚だ困難なるに至れり、是を以て出張吏員の見込に任せ、一切人民の申出を採用せず、産出高部割又金高に割合配當し、貸下ぐるに至れり、後南部三郡民間紛議起り、産馬業は本來民業にして官の干渉を受くべきものに非ずとし、因て縣廳保管の産馬財産を還付する事を要求し、訴訟に涉り、縣官遂に返還せざる可からざるに至る、然れども數年の紛議に次ぐに訴訟を以てし、縣保管の産馬資金約十數萬圓、之れが爲め悉く蕩盡するに至りて、其争も亦止めり、茲に於て一時産馬獎勵の方針、恰も大炎中熄の狀あり、是只金錢を重視して事物を進退し、外面を粧飾して内實を顧慮せざる淺見の致す所に非ずや、馬産盛衰亦人爲政法に因て消長する如此大也。

#### 東北産馬 天覽之餘榮

大正乙卯歲十一月 聖上登極之大典を擧げさせらるゝの盛事に先ち、東北の廣野に親しく大演習御統監あらせられ、其次弘前行在所内庭に於て南部及津輕地方産

出優良馬四十頭 天覺の榮を賜ふ、惟ふに吾が奥東の地古來良馬を産し名聲内外に藉く、其由來する所を釋ぬれば、遠く上古に於て安閑帝の二年以來屢朝廷の厚護あり、降りて文武帝牧政を制定し諸國牧を興して獎勵せらるゝに當り、馬事隆々として盛況に赴けり、中古陸奥の戰亂相繼ぐ前後十二年、牧制稍や荒廢の非運に傾けるも、而かも一世の名馬續々として群生し再び其聲價を揚ぐ、賴朝天下を掌握し封建の形を創するに及び、南部光行を糠部に封したるは其意牧馬復興に出でたりと云ふもの亦所以あり、爾來七百年幾變遷を重ねたりと雖も、牧政制度を整ひ獎勵機宜を得たるの迹歴然として見るに足れり、明治の當初皇政復古し維新改革行るゝに當り、馬産の事業民間に移り、續て組合制度の創立を見るに至る、以後官民協力し種を遠く海外に求め、改良に盡粹し其效果實に顯然たりと云ふ可し、今本史を纂録して維新改革に終ふ、而して往年の 天覺竝に陸奥往昔の牧況等を當局に御下問あらせられたるを推想せば、馬は只 主上の御愛好あらせらるゝ所なるに止まらず、其聖意のある所實に深厚なるを覺ゆ、茲に馬匹 天覺の次第を録し陸奥産馬の餘榮を特記し以て擱筆す。

天覽馬匹名簿

番號	馬名	種	類	性	色毛	齡年	體尺	產地	特徴	血	統	住所	所有者
三一	金剛	雜	種	牡	栗	二	四、四八	三戸郡流星	名久井左前白	アラバイヤン	一回雜種	三戸郡八戸町	上野傳四郎
三二	雷田	洋内	種	牡	鹿	二	四、八五	三本木郡星		アラバイヤン	内國産洋種	青森縣立畜産學校	
三三	霧島	洋内	種	牡	栗	二	四、八一	三本木郡星鼻白		アラバイヤン	内國産洋種	三本木町	和田織次郎
三四	カミール	洋内	種	牡	鹿	二	四、八三	三本木郡左後白		アラバイヤン	内國産洋種	三本木町	笹森孫太郎
三五	第三高藤	雜	種	牡	栗	二	四、九一	甲上北郡星後二白		アラバイヤン	高藤種	七戸町	須藤重右衛門
三六	南澤	洋内	種	牡	鹿	二	四、七八	大深内郡		ギドラ	内國産洋種	大深内村	小原金治
三七	雄鰐	雜	種	牡	栗	二	四、六五	野上北郡流星		アラバイヤン	アラバイヤン種	野上北郡野邊地町	野村治三郎
三八	義關	洋内	種	牡	栗	二	四、八七	三戸郡流星		ギドラ	内國産洋種	青森縣	
三九	第二ベカサス	洋内	種	牡	鹿	二	四、八四	三戸郡		アラバイヤン	内國産洋種	青森縣	
四〇	濱千鳥	洋内	種	牡	鹿	三	四、九三	七上北郡		アラバイヤン	内國産洋種	青森縣	

馬匹名簿

番號	馬名	種	類	性	毛色	齡年	體尺	產地	特徵	血	統	住所	所有者
一〇	春花	洋内	國	種	産	牝	栗	五、一五	中野	左後白	父	女野	古川市三郎
九	三玉	洋内	國	種	産	牝	栗	五、一五	西津	方流星	父	玉	秋田谷要
八	國	洋内	國	種	産	牝	鹿	五、〇五	三上	北右後白	父	三	廣澤牧
七	三第	洋内	國	種	産	牝	鹿	五、〇五	西津	力右後白	父	行	鳴海康之助
六	宙	洋内	國	種	産	牝	栗	四、八五	中野	澤星	父	二	細越清之助
五	清月	洋内	國	種	産	牝	栗	四、八五	五戸	右後白	父	ハ	江波政吉
四	第	洋内	國	種	産	牝	鹿	五、一五	七上	北波分	父	ハ	盛田喜平治
三	第	洋内	國	種	産	牝	栗	四、九二	七上	北星	父	内	盛田喜平治
二	有明	洋内	國	種	産	牝	鹿	五、〇〇	四上	北和左後白	父	内	力石幸作
一	八千代	洋内	國	種	産	牝	鹿	五、〇〇	西津	力右後白	父	内	鳴海康之助

三〇

番號	馬名	種	類	性	毛色	齡年	體尺	產地	特徵	血	統	住所	所有者
二二	ニル	洋内	國	種	産	牝	栗	五、二五	三野	戸流星	父	若	五月産馬組合
二一	錦	洋内	國	種	産	牝	栗	五、二〇	八三	戸流星	父	丸	八月産馬組合
二〇	旭	洋内	國	種	産	牝	栗	五、一五	五三	戸左前	父	サ	青森縣
一九	金剛山	洋内	國	種	産	牝	鹿	五、一〇	野上	北星四白	父	内	野村治三郎
一八	第	洋内	國	種	産	牝	鹿	五、二五	七上	北左後白	父	内	七月産馬組合
一七	總	洋内	國	種	産	牝	栗	五、二八	中三	戸流星	父	磯	青森縣
一六	大門	洋内	國	種	産	牝	鹿	五、一二	三上	北飛白	父	磯	青森縣
一五	濱	洋内	國	種	産	牝	栗	四、九四	七上	北流星	父	錦	青森縣
一四	金星	洋内	國	種	産	牝	鹿	五、一〇	八三	戸星身白	父	大	青森縣
一三	鞍馬	洋内	國	種	産	牝	栗	五、〇〇	戸三	流星	父	サ	青森縣
一二	コト	洋内	國	種	産	牝	栗	五、〇七	三上	北後二白	父	六	三木産馬組合
一一	第	洋内	國	種	産	牝	鹿	五、〇〇	野上	北左後白	父	内	野村治三郎

馬匹名簿

三〇



なり、是は畜ひ置きて、次第に殺して食料にあつるなり、同じ畜にても、大に異なり  
たとへば皇朝の五畜は、下人の部屋に住めるが如く、用あれば出て仕へ、用なけ  
ればやすらへをれり、外戎の六畜は、重罪人の囚獄に置く、如く、遅くも速くも刑  
伐に行はれんを持つが如し、云々

と云ひる意義より觀察するも、其家畜に對する保護の意篤きを見るに足るべし。  
又往古に於ける、蕃殖に關する獸産の説を見るに、厩牧令云

凡牧牝馬四歲遊牝、遊牝如交接、五歲責課、牝牛二歲遊牝、四歲責課、各一百每年課駒  
犢各六十、牝、一百為群也

倭名類聚抄に云

淮南子犬三月生、豕四月生、鹿六月而生、虎七月而生、

春秋說題辭曰

馬十二月而生、

禮記曰、遊牝于野、唐厩牧令云、諸牧馬每年三月遊牝、同書の箋註獸禮所引月令文原書  
野作牧。

唐厩庫律疏義云、準令收馬駝牛驢羊、杜常同群、其牝馬驢每年三月游、唐律釋文云、游牝

謂三月、春分時放畜相配、令牝牡相會以生駒犢、

又倭訓栞には、遊牝の事をつるひとあり、禽獸の交を云へり、日本記に交字遊字をつ  
るひとよめり、月令には、雌とも訓せり、靈異記に婚をつるふと訓みたり、和名抄には  
俗に由比とあるは、遊牝の音なりとあり、尙馬に關する古説を叙せんに、馬はウマと  
云ひ、駒をコマと云ふ、駒は即ち小馬にして、馬の子の謂なりと云ふ、されど必ずしも  
馬の子にのみ稱するにあらず、況く馬を駒と稱する事もあり、馬は主として、九州の  
南部及奥羽に産し、其毛色種々あり、而して其名を呼ぶに、大抵毛色に依る、古來甲斐  
陸奥に名馬多し云々、亦馬の異名等、古來種々ありたるが如し、今大略を擧ぐれば、龍  
蹄、龍駒、駿足、浮雲、飛兎、蒼龍、紫燕、絶塵等は駿馬の名にして、驚駘、跋驢等は驚馬也、又瘦  
馬を蠶螂と云ひし事、尺素往來に見ゆ。

四聲字苑云

馬南方火畜也、爾雅註云、牝馬一名驂馬、牡馬一名駉馬、王仁煦云、駒馬子也。  
古事記傳に

馬は和名抄には無萬とあれど、書記雄略卷歌にも字麼とありて、古言は皆然り、但  
和名抄などにも牡馬を干萬、牝馬を米馬、駒を古萬とある例の如く、馬は美馬と訓

むべし、云々と見えたり。

又鹽尻に記して、馬の一歳なるを騶と云ひ、二歳なるを駒と云ふとあり、或は五尺以上の馬を駒と云ふともあり、三歳なるを駢と云、四歳なるを駢と云とも見ゆ。

▲馬相

馬相に關しても古來其說多々あり、本朝相馬法は、多く支那說より出づるもの尠なからざれとも、大坪本流などに於て日本武尊を宗とし、迎來流に貞純親王、鹿島流に源義家を宗とするに見るも、相馬法は往古より承傳せるものの如く、今確證を得難しと雖も、各流傳ふる所の諸説、由て來る事久しきを知るべし、左に相馬法並に支那馬學說等を抄出して、稽考の資に供せんとす、

李緒相馬經其他の諸目

鼻梁、辨色立成云鼻梁

食槽、相馬經云食槽欲寬

排按内、又云排按内欲成猶平

脊梁、辨色立成云脊梁

承盤肉、相馬經云承盤肉欲垂

三封、李緒云欲齊如一

汗溝、又云汗溝欲深

歷草、辨色立成云歷草

尾秣、李緒云尾秣欲飽

夜眼、金匱要略云、馬脚無夜眼者不可食之

蹄、玉篇云蹄

糞門、伯樂云糞門

陰脉、同云陰脉

其他略之、更らに本邦に於ける相馬の目を略舉せば、圓流騎馬法馬體の次第に、

一耳立ち天を指すが吉

一耳近く付が吉

一耳先尖りたるが吉

一耳小きが吉

一額の辻あがりたるが吉

一額ひしけたるが吉

- 一面に肉なきが吉
- 一下口三分長きが吉
- 一眼見開きたるが吉
- 一眼の下こけたるが吉
- 一眼の内其馬の毛色なるが吉
- 一眼の下骨高く竹を割りて當てたる様成が吉
- 一大笹の事
- 一鼠眼の事
- 一眼張上は弓の如く曲り下は直く成が吉
- 一眼三角なる吉
- 一鼻先廣きが吉
- 一息のいかしの事
- 一ふき嵐赤く見る吉
- 一甲さわの毛薄きが吉
- 一首長きが吉

一ぼくと折れたるが吉  
 一平首弓を張たる様成が吉  
 一毛り合廣きが吉  
 一甲さわ一重なるが吉  
 一首立強きが吉  
 一三ヶ月骨下りたる吉  
 一甲さわ薄くなへさるが吉  
 一肩二ツの骨物をあてたる様成が吉  
 一夜目のふし太く肉なきが吉

大坪本流相取母麻の巻に馬を相するには、厩戸皇子取馬本肥に書てあり、是を本とす、其外倭の馬を相するに四流あり、一に當流、二に小川兼澄、三に室勝助、四に梶川孫三郎なり、漢唐は馬媛を本として撰びたる事なり、和漢の名目を知らざる時は相す事ならず云々。

和名馬形本書の通り(馬圖挿入)

- 蓬萊
- 山間
- 伏兔
- 小松原
- 斧掛

- 菊坪、父ハ耳根共云、
- 吹嵐、
- 三日月、鎌骨トモ
- 柏毛、
- 取鬚、
- 目形、
- 夜目、
- 爪毛、
- 芭蕉毛、
- 三高、
- 八肉、
- 實豚、
- 食槽、
- 鼻塚、
- 草折、
- 玩弱、
- 襟間、
- 承鏡肉、
- 鏡節、
- 桂川、
- 汗溝、
- 承鏡肉、
- 二ノ腕、
- 二重皮、
- 三府、
- 肋骨、
- 曲池、
- 尾株、
- 三角、
- 裂目、
- 波分、
- 胸寄、
- 百會、
- 尾筒、
- 袖、
- 小脛、
- 烏頭、
- 飛鳥、
- 追取毛、
- 接脊、
- 下渠、
- 耳管、
- 腋角骨、
- 斧骨、
- 鬼甲、
- 胸溝、
- 肩先骨、
- 折骨、
- 縫目、
- 杳掛、
- 腹下、

最近世に行はるゝ馬學上の名稱、  
 一 額、 二 鼻梁、 三 鼻端、 四 鼻、 五 耳、 六 眼、

- 七 顎四、 八 頤、 九 口、 十 頰、 十一 頤、 十二 唇、
- 十三 項、 十四 咽喉、 十五 頸、 十六 口角、 十七 鬣、 十八 鬣甲、
- 十九 背、 二十 腰、 廿一 尻、 廿二 胸前、 廿三 肋、 廿四 帶徑、
- 廿五 腹、 廿六 臍、 廿七 尾、 廿八 肛門、 廿九 會陰、 卅 肩、
- 卅一 膊、 卅二 肘、 卅三 前膊、 卅四 膝、 卅五 股、 卅六 臀、
- 卅七 後膝、 卅八 脚、 卅九 飛節、 四十 附蟬、 四十一 管、 四十二 臑、
- 四十三 球節、 四十四 距、 四十五 繫、 四十六 蹄、 四十七 蹄符、

上記略舉の如く、馬相家馬學者各名稱を立つること異なり多少其説に差あるを見るべし、是等は馬學専門に屬するを以て茲に省略す。

▲毛色の種類

毛色の古説和漢ともに多し、然れども大概十毛五性の説に出づるが如し、今其大略を叙せば御法寶鑑に五性は木火土金水にして、十毛は明驄驊騮驄驄驄驄也とあり、毛色に因て五行に配し、偶に従ふを説けり、其目を擧ぐれば左の如し

- 明、 淺黄色今即ち云ふ青毛是也
- 驄、 青白雜毛則今の羣毛是也

騊 赤色毛則今の栗毛也

聊 赤身黒鬃今の鹿毛也

駉 黄毛にして微しき白色あり今の雲雀毛也

驪 黄馬白色を帯ぶる白鹿毛是なり

駉 雜色毛白馬にして少く赤色を帯ぶる月毛是也

駉 白馬にして鬣尾黒く脊に一筋の黒色通りたるものにして川原毛是也

駉 純然黒色の馬にして黒毛是也

驪 馬目白色を帯び魚目に似たる駉馬是也

漢籍所引の馬毛

駉馬 説文云駉青白雜毛馬也

桃花馬 爾雅云黄白雜毛 駉郭註云今桃華馬

駉 爾雅註云色有深淺斑駉謂之連錢駉

駉馬 毛詩中云赤黄駉馬也唐韻云紫馬

駉馬 説文云黄白色之馬

駉馬 爾雅註云淺黄色之馬

赭白馬 毛詩註云駉形白雜毛馬

駉 毛詩註云白馬黒鬣之馬

體 黄白雜毛

油馬 辨色立成云油馬

駉馬 唐韻云駉馬赤色也

戴星馬 爾雅註云白頭一名的類俗呼爲戴星馬

駉馬 爾雅註云四駉皆白 駉駉謂膝下也四蹄皆白月輪蹄也呼爲踏雪馬

大坪本流相取母麻の卷に云、

五性は木火土金水にして十毛は青黄赤白白黒の形を現す、葦毛、栗毛、青毛、雲雀毛、鹿毛、糟毛、鶉毛、駉毛、河原毛、黒毛也、

又水木火性の馬を陽とし、土金性の馬は陰なりと説けり、葦毛、栗毛、鹿毛、鶉毛、駉馬を陽とし、青色、雲雀毛、糟毛、河原毛、黒毛を陰とす、又葦毛、栗毛を陽中の陽馬とし、青雲雀毛を陽中の陰馬とす、鹿毛、鶉毛は陰中の陽馬にして、糟毛、河原毛、黒毛は陰馬なりと説けり、左に之を詳叙せば、

○木性馬 葦毛也

餘 鶉

△葦毛、同毛之内青毛を差を云、芦の初に出る故に五性十毛の初めに置くなり

萬馬之上也云々(下略)

△青毛、漢驪

△駟馬、白き内に薄黒雜りたるもの又總體黒の内に白雜りたるものとも云ふ  
和名黒葦毛也

△在驪、在は芦に似たるもの故に萌出る色を以て其名とす

△星驪、和名星葦毛白き體に黒き星赤き柿色なる星あり

△連錢芦毛、漢字驪青黒にして有斑如魚鱗俗に圀子青と呼ぶ

△驪驪、和名葦毛駟也青黒にして驪あり

△黒驪、驪也青の内にて一入黒みあるなり和名黒毛也

△水驪、漢字駟和名水青也鼠毛より色能し

△猿毛、漢驪青毛の毛先赤みあり猿の毛に似たり

△鼠毛、漢字驪古説鼠毛を二毛と云ふ腹の方白く背薄黒き故に二毛とも云此  
説誤あり驪は蒼白雜毛にして總體鼠毛に背雲雀毛の如し云々

△青驪、漢字駟青白雜毛也

○火性馬也栗毛、雲雀毛、

△姬栗毛、漢字胚和訓姬栗毛と訓ませるなり白栗毛なり

△尉栗毛、漢字驪今の尾花栗毛也栗毛にして尾髮白し

△縮栗毛、漢字紫駟紫馬は栗毛なりとあり柄栗毛の黒みあるを云なり

△柑子栗毛、漢驪赤き内に黄はみて見ゆるを云ふ

△駟駟、漢字駟駟栗毛に絞毛を稟るなり

△青驪、青毛にして尾髮雲雀毛あり

△駟驪、鹿毛の雲雀毛也

△駟驪、河原毛の雲雀毛也

△駟驪、漢字驪馬黒毛にして背筋の通り赤黄はみ有なり

△驪、黒毛にして背筋黒みあり

△驪、河原毛の駟にして雲雀毛あり

○土性馬鹿毛、

△青鹿毛、漢字駟鹿毛に青みあるを云ふ也

△白鹿毛、漢字駟黄毛に白毛雜るを云ふ也

原説文に黃馬發白毛

△赤鹿毛、黃毛に赤毛雜る漢字赤驥

△黑鹿毛、漢字騷和名黑鹿毛黄色の内に黒み雜る

△騊駼、和漢通用鹿毛にして駟あり

△青精毛、漢字鬪油馬精毛に青毛強く雜る油馬又鴝騮此鴝一字にて青精毛に遣て不苦

△白精毛、漢字白泊馬鴝毛に精毛の如し

△赤精毛、漢字輸油栗毛精毛也勝て赤し

△紫精毛、漢字鬪油馬和名黑精毛紫色に赤色を雜ゆ

△鴝騮、和漢同様又油馬とは精毛の事也精毛多く駟少なし

○金性馬河原毛

△姬鴝毛、漢字緒黃馬和名紅梅鴝毛之薄赤也

△駐鴝毛、漢桃花馬と云ふ鴝毛にして黒色の馬也

△虎鴝毛、漢字斑駟毛鴝毛にして虎の如色也

△潑鴝毛、潑シメレアメ也鴝毛にして黒毛水色の馬也

△騷駟、駟と通鴝多く絞毛交る

△青河原毛、騷駟河原毛にして青毛の雜るを云ふ也

△黃河原毛、漢字黃駟河原毛の黃ばみたる也

△鴝河原毛、漢字沙駟和名鴝河原毛黒み多き故也

今鴝の胸前に似たる故鴝河原毛と云

△黒河原毛、白河原毛の暗ク至て黒きは見事成厓よと云て悦ぶ也

△騷駟、和漢通用駟白駟の駟也

○水性の馬佐月毛

△飴驢、漢字驛古猿驢と云へり白毛の上を薄赤く雜り青赤き也

△青驢、漢字驛魚白毛の上に薄青毛雜りたる也

△驢驢、眼耳鼻口陰囊肛門桃花の如し

△體驢、漢字駟魚延喜式に白眼鴝毛に作る

△騷駟、和漢同字十毛と雖も佐目毛を除き九毛佐目毛の馬交て駟となる其色を顯す也云々

△純驢、漢字烏驢又鐵驢馬漢語抄に鐵驢馬和語久露美度利能馬也黒に通す純

餘録

黒は駿足の名にして俗に驪鐵馬

△青驪 漢字青驪馬也青みありて黒の濃きもの也

△上黒 漢字驪背なり黒毛の内に鞍下黒きを云ふ

△斑黒 漢字斑驪也又星黒とも云ふ首尾端などに格別黒き星有如連錢

△黒斑 漢字驪駁黒勝ちにして佐目毛雜る古鶴駁とも云

○外毛の馬本性に屬する也

△髮白馬 是は鬢白きを云ふ漢字駱

△月額馬 漢字驪月を額に戴く一寸より二寸迄星と云二寸五分以上を月額と

云傳ふ

△流額馬 笄作なり漢字落星馬唯額の内にて流れたるなり

△鴛馬 大作の事也漢字的盧和名位牌作とて和漢共に嫌ふ

△鼻白馬 驪驪是は星の下りたるを云ふ鼻先迄出てたる也

△鶴駁 黒駁也首より鶴の如く切目なく足へも切目なく駁あるを云ふ鶴に似

たるより古來稱美す神馬杯に幸く例あり

△星駁 是は河原毛にて駁の毛多し

△銀駁 漢字駁駁也水色の青駁を銀駁といへども辨ひ難きなり宗盛の良馬其

毛純白なる故南録と名付。塩麩抄作軟挺。南録月毛至て白き故に録は鉛

とよます。今云白銀の事也。盛衰記に銀を南録と遣たり。天正天文年代に

は銀を延て遣ふ故に銀駁と云時は白駁の事ならん云々

△草駁 漢字駁駁一説足駁と云ふ鹿馬野草を駁走る時首胸は見ゆれども足は

見えず蹄の草にかくれて見えざるに同じ云々

△踏駁 雪踏馬とも云ふ爾雅に四駁皆白謂踏

△躑馬 四蹄白也

△馬ナ馬 右足白とも云ふ

△前足白馬 前足二本白し

△後足白馬 後足二本白し

△二明 前後の足にて二足白きを云ふ又耦とも云

△三明 四足の内三足白也

△片白 漢字驪馬一本足白也

△驛馬 尾本圓の白きを云ふ

△オシロ頭馬、尾背白きを云ふ  
△ウラロ駟馬、腹白の馬也

以上大略を述べたれども、毛色の古説尙是に止らざる也、然と雖も、本書元と馬學を主とせざるを以て、茲に省略し、往古に於ける二三の説を叙して、参考に資すべし。  
好玄云、齊安縣守の事雲雀毛火性と候はふすんに候、其故は(かす毛)といはり毛とは何れの馬にもさす毛にて候へば、性有間敷と存候云々。

又高忠多實豊後守也秘傳書に云、二毛とはにたり毛と書候、此秘傳はさる毛に似たり、依りての事に候、刃毛と云は、又飛々にぶちあひのにきあひたるやうなるを刃毛と云、是をば文字には二毛と書候云々。

秋齊閑語三の百八に、人の性によりて馬の相生ある事、尺素往來に曰凡葦毛青雲雀毛は木性の馬、鹿毛栗毛は火性の馬、霞毛駁は土性の馬、佐目背色は金性の馬、黒は水性の馬云々、證文正しき故可用歟、乍去一かいに定めたと見ゆ、云々

▲旋毛の種類

旋毛の説も支那馬學より起りたるもの、如く、多く支那馬書を引用せり、本邦辻と云ひ、又廻毛とも云ふ、廻毛の吉凶説は和漢ともに由來遠きが如し、古來馬相家の説

又多し、今古書載録する所を抄出して参考に資すべし。

箋註和名類聚抄に

回毛在膺宜、郭註伯樂相馬法、旋毛在腹下者千里馬也、此所引書蓋註也とあり。

本朝食鑑には、旋毛は古稱都無之、今俗稱都之。

志茂久都之、類車乃都之、波世宇毛乃都之、初地入乃都之、又稱搔分乃都之、此皆青毛乃吉旋毛也

見上乃都之、冠乃緒留都之、前垂繫乃都之、波漸乃都之、或稱波分乃都之、知布佐乃都之、或稱章門乃都之、此皆黒毛之吉旋毛也

涙乃都之、布倍加羅美乃都之、前膊外都之、頂下都之、俗稱小松原都之、尾引乃都之、肘後腹下乃都之、皆鹿毛之凶旋毛也

腮上旋毛、俗稱皆下都之、無那加幾豆久乃都之、或喪門加美那加都之、涙乃都之、或稱笠瑞都之、腋下都之、志利都之、俗稱七喪乃都之、此赤毛雲雀毛之兎旋毛也

耳根都之、轡加羅美都之、屍於仁那布都之、或稱閉門乃都之、切腹都之、矢負乃都之、猿登乃都之、此皆宿月毛之兎旋毛也

以上駁馬旋毛之吉凶者、和華俱古今忌之、不犯悔也

大坪流相馭十字録云。

大凡辻は血脉経絡流行之滯文也、漢に旋毛、倭に辻に作て十字街中の意也、故に廻毛に作て又可也、古來毛色に因て吉凶相克相生を撰び、今世は専ら旋毛を以て吉相凶相を分つ、然れども吾朝強て之を實とせず、唯馬の強弱を撰び旋毛毛色に拘らざるなりとあり(此處吉相辻馬圖入)

而して今前掲馬圖各目の略説を擧ぐれば、

- ▲珠目の辻、額にあり此馬命長し壽星之旋とも云ふ
- ▲蓬萊の辻、珠目の旋の上にある二あれば日月の旋三あれば三光の線と云ふ
- ▲愛相の辻、鼻梁の上にある主君に縁あり
- ▲富門の辻、兩吻にあり福來門に作る
- ▲圓立の辻、三日月骨折目にあり病轉堅固となる皮肉三辻の一也
- ▲近來の辻、兩頬にあり此馬の心大勇にして驚動する事なし善慶日に來る
- ▲津洩の辻、槽せゝりにあり諸人愛敬吉相也云々
- ▲帶圍の辻、頤の下にあり富貴の相也
- ▲愛憐の辻、面側にあり神馬奉納誓願等の節率之大吉

- ▲入府の辻、喉にあり此馬胃強くして能喰ふ
- ▲昌門の辻、胸にあり章門に作る出行に難なし友馬を引て來る
- ▲見愛の辻、胸にあり戰場に駕して銀を得べし
- ▲波切の辻、襟間にあり此馬水泳に能し
- ▲柏生の辻、履形の事也人馬相生繁昌云々
- ▲福生の辻、笠の下に有駕して福來り友馬を引く
- ▲五目の辻、腹臍を真中にして五ッ連る五行の旋七ある時は七寶の旋と云駕して方を嫌はず移徙婚禮等の節乗て吉
- ▲閩來の辻、羨口の先皮内の内にあり繁昌愛敬
- ▲芭蕉の辻、芭蕉毛にあり人馬相大吉
- ▲骨正の辻、折骨の際にあり山路を能行火災を除く
- ▲馴寄の辻、心和かにして主を知る
- ▲笠端の辻、笠の鳩胸の通にあり主必位に昇る踏出の旋とも云ふ
- ▲所知の辻、夜眼の節の上脈の通る外にあり俸祿を得諸願叶
- ▲翔分の辻、向爪の上にある戰場に乗て勝利あり

○半相 此處馬圖入

- ▲血迷の辻、額髪の生際にあり上熱する馬にして軍馬に嫌ふ
- ▲面山の辻、血酔の少し下にあり足本を見ずして村走る散連毛の辻とも云
- ▲見上の辻、目の上にあり汗目に入て行先見得ず遅滞の馬也
- ▲竹葉の辻、韉二三寸の間にあり廻りかぬる馬也
- ▲轡搦の辻、兩吻の少し上にあり轡幹人喰或銜心あしき馬也
- ▲腕搦の辻、腕にあり息相の心あり然れども馬毎にある辻なり息強き時は大吉也
- ▲乳元の辻、腹帶結所の際乳の邊にあり勞する馬也
- ▲蹄通の辻、下腹に離れて人を踏む馬也無時なる時は足強くして吉なり
- ▲破勢の辻、芭蕉毛の上皮腹にあり夜行あしき馬也馳死の旋とも云ふ
- ▲猿登の辻、尻股にあり友馬に荒く人を踏む馬也後裏門の辻とも云ふ
- ▲地境の辻、骨正の下也捲震の旋とて嫌ひとも遠行に勞れず
- ▲沙流上の辻、馬頭より下に脛後方に有水持悪しく鞍の内よからぬ馬也

○凶相辻、此處馬圖入

- △眼水の辻、眼下にあり此馬の眼座弱く殃災あり患絶す大凶
- △破門の辻、目尻にあり眼睛弱く物を見て危く思ひ狂動す
- △頭中の辻、騰蛇の旋とも云ふ
- △髮中の辻、長きは蜈蚣の旋と云ふ此馬心悪し啼哭の旋とも云ふ
- △破門の辻、頭中より下平頭にあり人を損し破る相とす
- △役門の辻、髮際の中にある短命の馬にして主の命を絶す山中に赴て狂亂す
- △絶流の辻、取髮より四五寸頭の方にあり馬氣正しからずして水火に驚き奔走する馬也
- △無門の辻、押より少し頭の方にあり主人より勸氣を得る相にして雷雨などに狂動す
- △押の辻、取髮の少し脇にあり乗じて必ず禍殃あり
- △前塞の辻、腕搦の脇頭の方にあり戰場行路一切大凶
- △遷喪の辻、肩平頭の方に有持主病難兇
- △勢門の辻、遷喪より少し下平頭の方にあり曲悻にして人を喰ふ
- △喪門の辻、胸にあり辻二つある時は双門に作る騎孫を見立る事無し

- △鬼門の辻、膊尖と胸の境にあり喪門より下の方なり大方二旋連る妻子を失ひ所願成就せず
- △浪門の辻、波切の辻より少し上の方脇にあり水難を得る大凶
- △弓矢の辻、左肩の中に有り戰場に出て再び歸國する事無し
- △多太死辻、鞍下背骨に付てあり唯死に作る乗せば必落馬す子孫を亡す大凶
- △峯崩の辻、鞍下後の方にあり坂に向て躓き倒れ船川に望て惡を爲す凶
- △襄門の辻、破勢の上後鞍の際にあり貧乏盜難有大凶也
- △封劔の辻、脇腹にあり刃に當て必ず死す大見退見に作て物を見る馬とす凶
- △陸道の辻、崩峯の邊平かなる所にあり行路に於て難有凶
- △退原の辻、目形の邊にあり山賊海賊の難有大凶
- △矢負の辻、百會にあり戰場に出て利を失ひ手負惣別此馬に駕して勝負事惡し凶
- △不門の辻、百會より後脇にあり吉事來らず
- △雙門の辻、尾口の兩脇にあり卒病の馬凶
- △節の辻、尾の尖より尾口の方にあり不慮の難を得る凶

- △尾上の辻、尾の中にあり毛逆立て惡し戰場にて死す
- △七走の辻、尻股にあり行路多く道にて落馬す凶
- △死門の辻、七走の少し下皮肉にありて卒死の馬也主を殺す大凶
- △氣餘死の辻、馬頭の脇にあり虛死に作る讒難罪死の相凶
- △足脇の辻、二の脛脇にあり沼堀を越す事なし舍人を殺す凶
- △芝引の辻、皮腹前汗しほりと云所に有虫痛常に絶ず臥して起兼る馬也凶
- △皮門の辻、芝引の下の方にあり川臥の馬にして息相弱し凶
- 右吉相二十五旋、半相十三旋、凶相三十二旋、合七十旋毛也、壽星、帶纓、靠増、乘鏡、藤花の五旋は大吉也、滴渡、啣渡、聽哭、騰蛇、穿髮、鎖喉、喪門、狹死、帶劍、盛渡、馳死、豹尾、弓矢、後喪門、抱喪の十五旋は大凶也、和漢之を撰んで取捨する也、然れども駿馬の骨相ある馬に、凶旋ありとて嫌ふ可からず用て可なり。

上記に見るも、旋毛の吉凶説略ぼ知了するを得べし、而して古來往々旋毛に固着せざる例證等無きに非ざれば、其一二を左に抄出すべし。

安齋漫錄に碧雲瑕聞見後錄並曰、碧雲瑕厩馬也、莊憲太后臨朝以賜荆王、惡其旋毛、太后知之、日旋毛能害人耶、吾不信、留備上聞、爲御馬第一とあり、婦人だに志あるは

用ゆ、況んや丈夫として彼に若かざらん云々、常山紀談に黒田如水の乗られし馬は二寸許りの黒き馬なるが、百會に手負といふ旋毛あり、如水此馬を指して吾此凶相を知らざるに非ず、されども人は萬物の靈なりと聞きたり、人に勝るべき萬物なく、吾れ不道ならば凶相之より大なるはなし、此馬の毛きずに關らずと云はれしとぞと見えたり。

▲馬尺

馬尺の古説諸書往々散見す、今其一二の概要を摘述して参考に資せんとす。埤藪抄に云、馬を一寸二寸と云ふは何と定むる事ぞ、凡そ馬尺と云ふは四尺を定尺として、其上を一寸二寸三寸四寸五寸六寸七寸八寸と云ふ、八寸に餘るをば長に餘ると云ふ、又四尺に足らぬをば駒と云ふ、是曲尺の尺なり、四尺を一尺とするには非ず、四の音を忌む故に都て尺と云ふなり。

毛詩の註には、六尺以上を曰馬、五尺以上曰駒、是周尺なるべし、周尺は曲尺の八寸二分なり、毛詩の六尺は日本の八寸の馬に當る、五尺以上を駒と云ふは、此方の尺に至る迄を駒と云ふなり、云々と見ゆ。

古今要覽には、四尺の馬をば世の常の馬とするが故に、是を小馬と云ひ、四尺五寸あ

るを中馬と云ひ、五尺を大馬と云ふ云々とあり。

貞丈雜記十三に、

馬の丈は四尺を定尺とす、四尺に一寸餘るを一寸と云ふ、二寸餘れば二寸と云、以下是に準じ知るべし、四寸より七寸迄は、寸の字を寸と云はず、<sup>四寸</sup>よき<sup>五寸</sup>い<sup>六寸</sup>つき<sup>七寸</sup>ひき<sup>八寸</sup>な<sup>九寸</sup>い<sup>十寸</sup>き、と云ふなり、寸の字をきとも訓ひなり、扱て八寸九寸をば八寸九寸と云也、九寸に餘るをば長に剩ると云ひ、三尺九寸あるをはかへり一寸と云ふなり、馬の丈けをさす物を尺さしと云也、尺杖とは云はぬ也、弓握記に見えたり云々。

▲齒 歲

倭漢三才圖繪云、馬三十二歲以齒知歲、一歲駒齒二、二歲齒四、三歲齒六、四歲成齒二、五歲爲齒四、六歲生肉牙生、七歲角區缺、八歲盡區如一、九歲咬下中區二齒白、十歲同四齒白、十一歲六齒白、十二歲同二齒平、十三歲四齒平、十四歲同六齒平、十五歲咬上中區二齒白、十六歲同四齒白、十七歲同六齒白、十八歲二齒平、十九歲同四齒平、二十歲咬上下盡平、自二十一歲次第齒黃、至二十六歲咬上下盡黃、自二十七歲次第齒白、至三十二歲上下盡白。

本朝食鑑云、近世馬一歲稱當歲、二歲三歲四歲稱駒、以齒之落而識之、至六歲而齒盡落

此俗稱搔拂、至十二三歲雖稍老、然尙壯、至六七十歲亦稀有之。

馬病治療書云、馬一歲にして前齒全く再生せんとする痕跡を見はす、三歲に至り前齒代り生ず、五歲にして代齒全く備はる、六歲にして前齒表面の窪み中齒より次第に消磨す、其窪みを徵候と名づく、七歲にして其徵候漸く消磨し、隅齒假令其徵候を存すと雖も稍や平遍也、八歲にして其徵候も全く消磨す、此時老馬と稱す、五歲以上は假令老練の者と雖も其年齢を確定する事難しと云ふ、然れども齒の形狀次第に變化し、前齒漸く圓く次は楕圓終に三角に變ずるものなれば、全く其徵候なきにもあらず、馬商人は時として老馬を以て壯馬に欺かんことを欲し、齒を制作する事あり、即ち前に云へる齒の徵候を擬似せんが爲めに齒表を窪めるなり、然れども眞の窪みには其周圍に白色圈あれども、人造にては之を擬似するのと能はず、齒も又自然其形狀を異にす、其他年齢等は徵候に因て容易く其人造たるを知るべし云々。

大坪本流相取三種之卷辨書圖略之

▲鮮 答

本草綱目云、鮮答生走獸牛馬諸畜肝膽之間、有肉囊裹之、多至升許大者如鷄子、小者如

栗如、榛、其狀白色似石非石、似骨非骨、打破層疊、可以祈雨、輟耕錄所載鮮答、即此物也、曰蒙古人祈雨惟以淨水一盆、浸石子數枚、淘漉玩弄、密持咒語、良久輒雨、石子名鮮答、乃走獸腹中所產、獨牛馬者最妙、蓋牛黃狗寶之類也、鮮答治驚癩毒瘡云々。

同書釋義に馬の石囊の説あり、之を馬のタマとも云ふ、走獸牛馬肝膽の間にありと云へり、別て馬に多し、又馬に因て數多きあり、一つあるあり、一つあるは圓く大なり、多くは小荷駄馬にあるもの大に眞丸なり、乘馬にあるは數多し、大小ありて之は一所にあつまりある故、形正圓からず、三角も四角も扁きもあり、小は囊に交り下るゴイン又はケシゴマほどあり、是は囊中に交りて知れ難し、氣を付くれば知れるなり、馬の積氣の如し、初は小さく年ふれば次第に大になる、破れば外より中迄幾枚も重りて光あり、卷雲の如きもあり、全底石の如くに重し、世に之を龍の玉虎の玉など云ひて貴べども、皆馬の玉の大なるなり云々とあり、暫く記して参考に資す。

御 術

登島流の御術に五段の責方と云へるは、地足の事、佐々波の事、だくの事、中足の事、驅足の事とありて、右五段の外、亂足、高波の責方ありて七段となると云へり、今其解説を左に抄記して、本文の馬騎術家の参考とすべし。

地足 は眞の鞍をしき手綱鞍、笠強く我身にゆがみなく乗る事手綱と拍子と共に  
ゆり合を付け乗るべし

佐々波 は蟻のとわたりをすかし轡をさら／＼とすりて笠を強く手綱を下げて  
乗るべし

だく は鞍たまを乗る可し笠を強く手綱を下げて乗るなり去ながらあまり人の  
目に立たぬ様に鞍たまを乗るべし

中足 は鞍の中を敷き手綱笠を強く乗る可し

驅足 は前輪にかゝりて手綱を下げて鞍をすかして笠をひらき乗る可し

高波 は鞍を強く敷き笠と手綱を互に引踏む可し笠左を踏む時は手綱も左を引  
き右を踏む時は左を引て乗るべし

亂足 は右の手綱段々次第に乗る可し尤鞍手綱笠共にゆり合を乗る可し

乗り方の事

貴人の御前にて乗る様扇紙居たる所へ置くべし、貴人と馬との間を渡らず馬の後  
より廻りて乗り、貴人を内にして左へ三扁、右へ三扁廻す可し、其後口合によりて左  
右に廻すなり。

四面の鞍の事 之れは前後左右ゆがみなく直きを云ふ

六方 とは兩拳、兩膝、兩笠の鳩胸の揃ひたるを云ふ又四方樂の鞍とも云ふ

三六の金 とは兩捧の間六寸前輪の間六寸四方手の間六寸にとるなり

鞍置様 上間にはおもひ三しはよる程中間には轡鳴さる程下間にはゆるやうに

しかへる服帯は上間に手の入る程中間に指三四本入程下間には指先も不入程  
すめる

上敷 は板馬せん可用厚き馬せんは鞍下へたつて悪しきなり切付は緩る／＼と  
結付くべし強く結付れば鞍下へたちなり

手綱笠三段

笠三段 とは眞行草なり、眞は爪、行は平、草は土踏とあり

手綱三段 とは眞は一丈、行は九尺、草は七尺五寸、眞は左右同様に持、行は左長く右  
短く、草は左に計り取るなり

鞭の事 平生用には二尺七寸取柄輪紐輪六寸留鞭結なり、持時は取柄を右の袴こ  
しに指し、主人の指は取柄を上にして持

手網染 彩紋は好次第なれども、手附一尺三寸紺か黄に染むべし

以下十二縁因、眼三大事、耳三大事、鼻三大事、舌三大事、身三大事、心三大事等の目あれども、大概前出の所説と異らざれば略す。

▲馬に關する故實

兩雀 馬具寸法書

兩の股に雀をちしたるなり兩印とも云燒印の事也定例は左脾上に押を以て也  
庭騎 庭騎の事後鳥羽院宸記

建保四年四月十四日參内御方有庭騎與中宮大進兼隆度々落馬萬人解頤云々  
齋藤安藝守好玄記云

庭乗を懸て曲とも申也建保の頃既に是の名出たれば久しき事也鞠の御壺にて馬御覽の事東鑑承元四年九月廿日佐々木左衛門尉廣綱御馬を進む昨日近江國より到來今日鞠御壺に於て御覽義村引之云々

庭乗 庭乗の事公家武家にて馬廻し様替る事也と小笠原持長手綱秘書馬術聞書に見えたり公家は馬を右へ廻し武家は左へ廻し候公武差別あり武家にては馬を乗候時は貢馬乗として右へ廻し乘候也鎌倉京都兩將軍の時共に貢馬は武家にて乘て御覽後禁裏へ進ぜらるゝ也此時は貢馬乗を本とする也常は左へ廻し

武家にて庭乗をするものなり云々

乘禮 貴人の前にて馬乗る時は聲を掛けず角を入れず是禮義也

附記 享保年中有徳院兩番の諸士に馬を乗らせ上覽ありし時聲を掛け角を入るゝ事を禁ぜられたれば今の公方様は聲を掛け角を入れるゝ事御きらひなりと人々の申せしは故實知らぬ故なり今の武士は弓馬の故實を知らぬ人多しと云はれし云々

馬の髪をぬくと云事

馬の髪を引ぬく事にてはなし馬の髪は結びたるは略儀なり野髪を本式とするなり犬追物笠掛など射る時分髪結びたる緒を引ぬきて野髪とする事也

馬打 小路の真中を打など、舊記にあるは打とは馬を乗る事也鞭にて馬を打つにてはなし云々

物射馬 と云ふは犬追物笠掛流講馬などを射ならはし騎射になれたる馬を云也又下地馬とも云

かり法師 髪を切りたる馬の事なり髪を剃り坊主の如くする心故法師と云也源平盛衰記卷十四伊豆守仲綱が馬木の下丸の事を見るべし

博勞馬 と云事古もありしなり源平盛衰記卷廿三平氏清見が關下る條に馬と云へば博勞馬の兎角繕ろひ飼たれば京出ばかりこそ首をも少し持擧げ侍りしが早や乗り損じて物の用に叶ひ難し云々

引馬と乗替差別の事

輿の先へ引くは引馬也後に引くは乗替也是は室町將軍時代の事也鎌倉頼朝卿の時には先へ引くを乗替と云ひ其次に引くを引馬と云ひし也

東鑑卷三十一頼朝卿建久二年二月四日二所明神參詣の行列を見るに御先達次に先陣隨兵次に御乗替次に童一人次に御引馬次に御甲着次に右大將家次に御調度懸次に御後侍二十六人次に後陣隨兵の次第也

禮馬 諸家當用抄に禮馬は供の一番先へ引くなり次に乗替次に弓持若堂太刀はさ若堂云々

引出物 馬を給はる時引て出るには差し繩をさして出て中門の外にて差し繩を解くなり馬を渡す人は初より手綱を持って引出す也渡すも受取も手綱を取るなり貴人の吾主人に引て御目に掛る時も手綱を取て引也是武家の作也

貢馬 北畠家記に貢馬は正月五日に諸國より参り候を御前にて御隨身乗入候て

内へまいり御庭にて乗りたる上引て参る貢馬は諸國よりみつ物に奉る也公方の御所へ参るを公方御覽有て禁裏へ献せらるゝ也内とは内裏を云ふ

こみ馬 尻ごみして後し去り引き出すとも出さるなり

いかじ馬 後し去りするにはあらず進まぬなり

養馬の心得 養馬の本意を心得べき事馬は野に生れて野の草を喰ひ生長するものなり草は馬の天然の食物なりされば飼料は草を以て第一とし糟豆等は其次として飼べし如此すれば馬強く肥えず瘦せずして足健なり豆を多く飼は肥過て身重く足遅く息を切り易し馬は見物に備るに非ず軍用の爲に養ふ者なり然るに見物を専として肥るを悦ぶは武事に疎きなり又厩馬に綿入たる衾を着せる事あり馬は野に在る時衾をきるものに非ず馬の身をおごらすれば弱くなりて軍用に立ちがたし馬の天性を知るべし

將軍へ献上 馬を献上するに鞍置馬に添て裸馬を進上するなり之れを引副と云ふなり

馬場 と云ふ名古より有りしなり平城天皇大同二年五月鸞輿晨駕臨御馬臺云々又桓武天皇延暦二十二年正月御馬場殿觀射云々されば馬臺と云ひ又は馬場あ

りし故に馬場殿とも云其名久しき事也

騙馬いんま 騙馬とは陰囊の玉をぬきたるなり荒馬などぬけば牝馬の如くなるなり

鞍馬 日本紀欽明卷には飾騎粧馬に作る

走馬 神事によりて馬藝を試むる事あり之を走馬又は競馬とも云ふ

相御法 馬を御する法其始め異國より傳來したる由確かにしるせしものなければ之を王良造父より中古よりの事なる可し(世實集)

▲馬護神及神馬

南部地方に古來蒼前馬頭觀音或は厩神等を馬護神と稱して奉崇し歳々祭祀を絶たず又馬繫と云へる古例の遺れるに徴するも深く神佛に歸依して加護を祈願せるを見る可し而して之れ等神社に就き由緒縁起を尋ぬるに多くは神話的口碑の類残れるに過ぎずして由來甚だ明詳ならざるなり今馬神の由來を傳説に據り索るも諸説一定せず或は明確ならざるものあり左に其一二を抄出して参考に資せんとす

馬頭觀音は佛教の因説より出でたる事明かにして山野禽獸家畜の生命を主宰する佛なりと云ひ主として馬の守護神なりと説けり

安齋漫録には佛經は吳音にて讀むなればメズ觀音と讀むべしバトウと讀むは漢音なり馬頭觀音の像額上に馬頭を載たり馬は馬頭觀音の化身也とて騎術家は尊崇する也馬頭觀音は畜生道へ落ちたる佛歟と説き更らに古書を引用して厩神を叙せり左に云

武士厩の神を知りたる人少し諸社根元記云 生馬神天徳三年三月廿九日正三位坐左馬寮  
保馬神延喜二年三月十五日從五位下坐右馬寮 扶桑略記云昌泰四年七月二日辛亥左馬寮乾角御坐

山城名勝志を引き生馬神保馬神兩神を厩の神とするや日本精に保食神の頂より牛馬化生する事見ゆ生馬神保馬神は保食神の別號にて只一神なる可きにや保食神粟稗麥豆等を生じ給ひし事も日本紀に見えたり食物を生ずるに依ては生馬神とも保馬神とも稱するなるべし云々

上記の説に據れば厩神は文武天皇牧地政令を布かせられし後の事に係れるを見るべし即昌泰年間(醍醐天皇)及び天徳年間(村上天皇)左右馬寮に厩神奉崇の事例を挙げ尙ほ是等の諸神は厩の神と稱すれども元と牛馬は保食神の頂より化生した古事に據るも諸神は皆保食神の別號にて只一神に歸すべきものなりと説けり案

ずるに後世蒼前又は明神と稱するも此意義に外ならざるべき歟  
▲神馬の故事に就き古來往々説あり然れども諸説を綜合して稽ふるに其要とする毛色の如きも一定せるものに非ざる如し貞丈の説に據れば大内問答を引用して左の如く云へり。

神社にて其社に付て神馬の毛色定りたる事在々參詣の時其毛をば斟酌すべき由に見えたり其社に付定る毛色の事神道家の外有識の人々に尋ねれども知りたる人なし或云上野國一ノ宮の神馬は栗毛ぶちを用ゆ是に依て其國の人は其毛の馬に乗らず信州諏訪の神社にては月毛の馬を忌むと云へり此類多かるべけれども悉く知りたる人なし又何れの毛とも定めざる神社もあるべし云々又晴雨を祈る時は神社へ納むる馬の毛色は雨祈には黒毛の馬を用ひ晴祈には白毛の馬を用るものなりと云へり是公家の故實に出づるものゝ如し  
古歌に

神かきにひく駒の毛のいろみせて

雨雲さほへ丹生の川上(丹生の神社は  
大和の國に在)

されば神馬は一説の如く強ち白馬のみに限れるものに非ざるを知るべし而して神前に奉納する木馬繪馬の類も神馬の意味に出るものならん歟。

因に云南部地方に是等馬神に奉納せる往古の繪馬今日に至るも往々残れるものあり其年代寛保寛延寶曆明和時代のもの多し尙ほ古代の事例を擧ぐれば寛弘九年大江匡衡北野天神供物中繪馬走馬等の事本朝文粹に見えしを以て見れば此時代既に繪馬ありしを推知す可し。

▲厩に猿を置く故事

是等の故事馬經等に載する支那説より出でたるものゝ如し大和本草も馬經を引用して厩に猿を置き馬の疫癘を除くと載せ階確類書にも猴皮碎馬疫と見ゆる等皆馬經の因説に出るが如し本邦又猿を厩に置き馬病を去るの故事を遺せるは是等に因せるならんか古支那に猿の馬を復活せしめたりと云ふ神話的奇談を傳ふ左に之を抄出すべし。

東晋の趙固將軍甚だ愛する處の馬死せり趙固之を惜み賓客にも接せず時に郭璞と云ふ仙術を得たる者河東の亂を避て此處に至る門を守る者語りて内に通ぜず郭璞曰く吾れ能く馬を活すべしと門を守る者驚き入て白す趙固出て云ふ

君能く吾馬を活さんやと郭璞曰大二三十人を得て皆長竿を持たしめ東に行  
く事三十里にして丘林廟社あらば便ち竿を以て之を打べし必ず一物を得べし  
急に持歸らば馬活きんと趙固其言の如くするに果して一物の猴に似たるを得  
て持歸る此者馬の死たるを見て便ち其鼻を噓吸す馬起て奮迅嘶鳴する事常の  
如し趙固大に歎賞して厚く資給を加へたりと云ふ

本朝又神怪なる馬の傳説往々なきに非ざれども本史は之を採らず

▲都築平太の馭術

著聞集云ふ都築平太經家なるものあり能く馬を御するを以て平氏に仕ふ平家敗  
北の日虜となれり時に鎌倉に駿馬を献ずる者あり人能く此馬を御するものなし  
依て囚經家をして之に乗らしむるに相御自在誠に相馴るゝものゝ如し人皆之を  
感ぜり頼朝大に喜び罪を免じ厩別當と爲す而して經家嘗て馬を鞭ふに常に異れ  
り毎夜夜半白色の物を以て自ら手を以て馬を飼ふ其何物なるを知らず甚だ之を  
異とせり經家遂に海に没して死せり惜哉其術を傳ふる者なしと云ふ

▲軍馬實用問答

信玄部下の諸將小幡山城守原美濃守横田備中守多田淡路守山本勘助等を召し武

具及軍馬の善惡を穿鑿せしめたる時諸將戰場に實驗を経たる軍馬實用の得失を  
述べたる條を見るに實用に注意して外觀を戒めたる所今日よりして想ふ可きも  
のあり左に抄録すべし

横田備中云

大長なる馬惡しと申者あり其子細は第一敵中にて急なる時乗降自由ならざ  
る故なりと之れ一理なきにあらざれば手に合はざる者共聞傳へて口に任せ  
て申たるなるべし敵の中にて馬より下り勝負を決し又本の馬に乗り働くと  
云ふ事兎角有るべからず疲れたる馬は組討などせし時其儘立留る事あれど  
も十に八九は留らぬものなり馬の氣の向きたる方へ駆行くものなれば其馬  
を再び捕ひて乗難きものなり勝軍の時追討などには中間小者も續くものな  
れば乗放したる馬をも引寄せて口を取らせ乗るにはさのみ大長の馬なりと  
て苦しからず勝負未だ知れざるに馬を入れ下り立て敵相し又馬に乗て働く  
など云事は不穿鑿の申分なるべし五寸餘の大馬に乗たる敵に一二寸の小  
馬に乗ては如何に覺の人なりとも敵を仕おふせる事成らざるべし馬上の組  
討と申は先勝のものにて兩方前後なければ兩方共に馬より落るものなり二

寸の馬と三寸の馬と出合たる時二寸の馬に乗りたる方より先なれば二寸の勝になり三寸の馬と出合たる時二寸の馬に乗りたる方先なれば二寸の方勝になるものなり鞍の前輪に押付て首を取るなど申すも先勝の事にてあれば我等の考にて戦場には大馬に越す事なきものなり

小幡山城守云

横田の申所尤もなり常には小長なる馬扱能きもの故人の好も道理なれども常に乗降り仕習置く時は大馬も苦にならざるものなれば願くば大馬をも好みて乗習申たきものなり

原美濃守云

右申所尤もなり板垣信形と村方と戦の時村上方にて名高く聞えたる長谷倉熊之助と申者鴛毛の二寸に足らぬ馬に乗り信形同心の小島忠兵衛に駈合せ忠兵衛を斬落し長谷倉さすがの者故忠兵衛つれが首をば取らず某に乗り掛け鎧がらみをかけたなり私馬は五寸に餘りたる馬にて長谷倉が馬を引まくりて腹帯を引切り鞍共にはね落しやがて我等の小者長谷倉が首を取りたり勝負は運によると申ながら我等小馬に乗りてあらば安々と仕ふせる事成り

まじきなり之れも大馬故利を得たるものなり

多田淡路守申分

右の申所至極なり大馬の一曲あるならては戦場にて用に立つべしとも思はれず曲と申内に籠曲あるに無用なるものなり平生乗合能き馬は大勢の中にて人に酔ひ馬にせかれて進む氣なく中々氣の毒なるものなり氣勝て強き馬ならては大勢の中へ乗込みとても業は出来ぬものにて一手の大將など敵の中へ馬を入るゝは我働を心に懸け自身勝負をせん爲計りにてはなく就中足輕大將などの馬を敵中に入るゝは畢竟備を乗破りて我手の者共に能働させん爲なれば一寸二寸の小馬にて大勢の中を駈破る事中々成るまじきなり

山本勘助云

何れも申所尤もなり馬も不吟味なる所より出てたる馬は篤と穿鑿して求むべきなり其故は今川義元の家中に米巻と云ふ伯樂ありて常に肢より悪しき馬の筋を切りてけるを不吟味なる士共馬の足ふりを専らに好み馬を求めては前肢後肢の筋を切り常に責廻しては前後能しなど云ひ合へり或時義元の出頭人三浦右衛門太夫と申者松平清康の内内藤又左衛門と申者と天龍の

渡場にて喧嘩をせしに内藤は騎馬十騎計歩五十計の人数なりしが三浦は騎馬五十騎歩足輕三百計にて押し懸り内藤は川を引越してけるに三浦が者共之を見て勝に乗り二三十騎川に打入りたるを見すまじ内藤取て返し鎗を合せけるに例の筋切りたる馬共川中を泳ぎ得ず散々押流され内藤突入りて騎馬徒五六十討取りたり馬の筋切る馬鹿者共言語同断なり筋切りたる馬は水を泳ぎ得ず坂を越る事ならず大方木馬に等し斯様の所より出てたる馬は能く吟味して求むべき事なりと申けるに何れも尤の由申けり

▲信直公の献馬

東奥軍記に、天正十六年豊臣秀吉公より信直公へ乗馬御望あり、此時信直公七戸の牧より逸物を撰り取り、馬衣を粧ひ十頭揃て進献せられしかば、大に公の御威に入り、御朱印を下賜り、上方の首尾残る所なく調たり云々と、又天正十八年信直公には秀吉公の小田原陣所へ伺候し、前田利家侯に依て津輕討伐の命を請ひ、馬百頭鷹五十据を献じたり云々。

又天正十九年九戸政實の亂あり、淺野彈正少弼總奉行として下向ありし時、南部家の老臣東濟の持馬にて七戸上野牧の産にて黒栗毛の名馬あり、駿疾なること飛鳥の如し之を淺野侯に贈られたり云々。

舊記一説に、天正十四年豊臣秀吉公へ信直公使者を以て、鴻雁一、馬五疋、太刀一腰、始て献之、八月十二日御朱印被下し事云々を載せり、即ち九戸政實討伐の命を蒙りたる蒲生氏郷の執成に依り恩謝の意を表せんが爲め、東彦左衛門に小笠原某及一條但馬兩人を添ひて土産に馬を牽かせられたり、左に其載録の一節を抄出すべし、此時逸物の名馬三疋あり云々、秀次公へ二疋は黒毛一疋は栗毛尺四寸に越え遠路嶮難に臨んで勞せず、百里を走る駿足にして、糠部木崎立の馬也、其主を權太と云ひし故斯くは云ふ也、其軀強逸にして實に麒麟の如し、依て信直公乗馬とし、寵愛甚だ深く糠部一の名馬なり、右兩馬に馬衣を着せ、舍人八人に牽かせたり云々、東は謝禮之使者ならん一、東一條は氏郷の勢に後れ、十月上旬糠部を打立廿九日に大磯に着、日數三十日を経て漸く伏見に上着せり、此由委細言上すれば秀吉公感悦斜ならず、則ち兩人へ御對面あり、上意に因て東彦左衛門は御殿に於て謁見を遂げ、美濃但馬は御馬場に於て、献馬上覽の序に白洲に於て謁見す、秀吉公仰せけるは南部領に於て駒を取る野數ヶ所ある由名をば何々と云ふと、御尋ね也、三人平伏して近仕の士に委く言上す、殿下御威彌々淺からず、暫く與に入ら

せられ、信直事彌奥の別當職不可有相違野馬持立候事、隨分油斷無く可被下知、此旨信直へ委しく語り候へと返宜を給はり、三人馬場のスノコの蔭にて御酒を頂戴し、又白銀をも拜領し夫れより伏見の内南部の屋舗へ歸る頃しも嚴寒の最中なれば、三人伏見に越年し、明る天正二十年正月末小笠原をは伏見に残し、一條は本國へ歸りける云々、上記事體を按ずるに、天正十四年は十九年の誤寫なるべし、其所以一條の本國に下れるは天正二十年と記せるを見れば、十四年に東上して六年の滞在は理なきが如し、殊に蒲生氏郷の引揚げたるは、天正十九年なれば、之に徴するも十九年の誤寫なる事を推知すべきなり。

又前掲南部家の老臣東濟とあるは、彦左衛門に非るか確證なく推定し難しと雖も、當時東濟の何人なるや、前記東奥軍記所載を抄出して暫く後日の判断を俟つ。古書棟部時代の駿馬を載録するもの往々にして散見す、今本編は明確なるものゝみを略擧す、南部馬は古來鷹と共に贈答の資として特色ありたるを知るべし。

▲淺野侯所望の馬

慶長年間南部家の一門遠野南部政榮侯の時、淺野彈正少輔より手書を寄せ、封土田名部産の馬を所望せられたり、今遠野男爵家所藏の古文書を左に抄出すれば、

態申入候其方家中たなぶのやすみと申す人くりけの然るべき馬所持候由に候

間所望申度候貴所者にひかせ給はるべく候恐々謹言

九月二十日

淺野彈正少輔長吉

八戸殿御宿所

田名部馬の馬品、舊記に載録せしもの尠なく、從て其詳細を盡し能はざれども、蠣崎時代に於ける露西亞蒙古の馬輸入以來、在來種と混じて雜種を生じたる事疑ふ可き餘地なく、爲めに馬牒に一變を來せる事已に上項詳述せる如し、而して其馬強健にして寒暑に堪ゆる事、大間奥戸牧冬季放置の例に徴して明かなり、上記長吉の所望せられし馬義に考ふるも、元より馬品劣等ならざる事明かなり。

▲利直公の献馬

慶長十六年十月南部利直公江戸に赴く途中、武州忍に於て徳川家康公の狩するに會し、公率る所の駿馬及逸鷹を献す、翌日家康に從て岩槻に狩し、其際岩槻の郷五ヶ村を狩獲地として賜はりたり。

▲馬角の説

南部家二十八代山城守重直公の時、寛永十五年志賀小左衛門尉へ預け置の栗毛駒

角を生ず、之れより先公參勤遲着の故を以て幕府の不審あり、此年十二月二十二日赦免となる、因て吉例とす云々、後大膳大夫重信公の時、寛文四年公未だ七戸隼人正と稱し七戸居城中、御厩の栗毛槽毛の駒角生ず、九月二十七日出顯はる吉例とす云々、舊記に載録せり。

又寛保四年一月二十九日玉山兵庫知行所沼宮内御代官所の内馬久保村長作と申百姓所持の駄馬鹿毛四歳角の様成物相見得申段訴出候に付爲牽上見申候處兩耳の上に相見得候間遂披露候處今日懸御覽可爲遊旨被仰出上覽の處直に櫻馬場へ遣候様被仰出とありて其二月二日左の如く御沙汰あり

玉山兵庫

此度彌舖馬差上御吉左右之思召御滿悦被遊旨被仰出於御席申渡之

右に付百姓長作へ爲代馬栗毛五歳四寸三日町と申御馬被下之

角生の理は須らく馬學上の究理に俟たざるべからざるも、案ずるに古來馬角發生の例甚だ稀にして、多く見聞せざる所なり、又支那に馬角を生ずるは凶事なりとの古説などもあるありて、見解一ならざる如し、然れども、古來角有馬のありし事、本邦のみにあらず、亞米利加及西班牙に見たる事を傳ふるものあり、姑らく記して參考

に資す。

▲直榮公の騎術大井川瀬踏の事

寛永十一年將軍家光公上洛の時、南部重直公供奉に列せるを以て、一門南部直榮侯家士を従へて之れに扈從せり、適ま霜雨し大井川爲めに氾濫して假橋悉く墜落し人馬の通行全く絶え、將軍行を止むる事數日に及べり、重直公島田の宿にあり、乃ち直榮をして河水の瀬踏を試みしむ、直榮直ちに命を領し家土工藤四郎左衛門を率ゐ、主従二騎馬を躍らして水中に馳す、而して濁浪激湍餘勢尙ほ滔天の狀あり、人馬共に溺没せんとするもの屢々、直榮主従突進踰越、遂に彼岸に達し再び返り來りて具さに狀を白す、時に供奉の諸侯亦各々家臣を派して水勢を觀測せしめしかば、河岸群象殆んど人を以て埋むるの觀あり、然かも一人の能く敢て深淺を試みんとする者なし、茲に於て乎凝視咸く直榮の主従に注ぎ、其成敗を望みて聲なし、既にして往返異狀なく泰然として命を完ふするを見るや、歡呼乍ち地を動かし贊稱耳を聳せんとす、爾來直榮の騎名一時海内に傳ふ、直榮は師行侯十九代の孫なり。

▲重信公の献馬

天和三年五月南部重信公將軍家の召に依り登城し、關老堀田筑前守、大久保加賀守、

阿部豊後守、戸田山城守等列席し筑前守より二萬石加増の命を傳へられし時、公恩命を謝し、翌日太刀目録金二十枚、馬二頭を献ず、又元祿四年に至り、四月三日關老、大久保加賀守より留守を呼び、本年より奥州馬買上廢止に付、自今其藩に於て良馬撰取り年々差出すべき旨達せらる、同十一月物頭野村嘉右衛門幕府差出の撰馬八頭を率ゐて出發す(南部史要)

▲馬術家の逸事

齋藤青人

南部家利視侯の時、齋藤青人と云へる馬術家ありけり、當時江戸にて諸侯陪臣を問はず、門人數多あり、利視侯屢々召して稽古あり、青人晚年其子主税の無筆なるを歎しく思ひ、傳授の書に一の字へも假名を付し、悉く假名付の書物にて講釋せり、其歿後主税講釋しける時、其傳書の内に鹿は虎杖(いたとぎ)を食へば角落つるとありしに、虎杖と書きいたどりと假名ある故、鳥の事なりと覺えしにや、御前講釋に當り、鹿は虎杖と云ふ鳥を食ふて角落つると云ひしかば、御相手に承りし輩、腹を抱へたりと云ふ、藝能勝れたりとも、餘りに文盲なるは、斯かる恥しき事、常に多かるべき事あらん。

四戸三平

南部(しほへ)に四戸三平と云へる馬術家ありけり、後ち弓馬と改名す、遠野の家士四戸仁喜太夫(たはぶ)の養子也、初め福田諸領に就き、心強流の馬術を攻め、頗る斯術に精通せり、後召されて南部家の家臣となる、三平屢々馬術を以て人をして歎賞措かざらしむるあり、文久三年騎馬にて伊達の丸山を登陟し、又江戸愛宕神社の石階を乗上る等大に名聲を博せり、蓋し三平の馬術入神の妙ありしを知るべし、是を以て其名高貴の間に知らるゝに至れり。

南部馬史餘錄終

題南部馬史後

石原梯山

知新要溫故	逸矣二千年	馬政弛張迹	分明上下編
驥北名聲藉	古來出駿良	不唯宜牧產	藩政見遺方
隆設各藩制	牧馬競優先	南部名聲重	維持三百年
首蒼連山野	跳躑群駿嘶	當年遊牧盛	名聲渥洼齊
戰場待名駿	馳騁可爭雄	池月曾振鬣	四郎爲大功
南部七十牧	大宛胡馬名	龍駒新上布	群客萬金爭
龍媒傳系統	住谷想當時	苔蝕誰來讀	歷存唐馬碑
汗血登場馬	幾多獻軫乘	申來絕凡幣	神氣勢驍騰
會看捕馬術	輕捷傳枝猿	騎御奇而壯	冷汗猶悸魂
木崎多平野	芊々綠草長	馬群遊且嗅	遠樹帶斜陽
東西配良種	補短一收長	毛幣忽然改	欲凌海外場
由來軍國事	駑駿最分機	兵馬所關大	不唯加勢威
一自傳西種	逸驃產國中	名聲獨難擅	發奮孰收功

古來戰場駿	多是產東陲	史上動功耀	令人想勇姿
牧翁會著史	馬歷最昭然	絕大傾精力	相須考據全
蒼龍還紫燕	蹄破戰場砂	今尙馳聲價	年々出駿驪
大野連南北	天然好牧場	古來人愛馬	馴養軼尋常
集中六縣種	優劣付公評	本是多龍種	誰擔第一榮
馬產冠全國	來需幾百頭	每期市場盛	黃紫躍群驪
編史何容易	博搜盡拾遺	想看苦心跡	唯有鬚毛知

大正七年十二月十五日印刷  
 大正七年十二月二十日發行

非賣品

不許  
 複製

發行所

著者 青森縣三戸郡八戸町大字組町十九番地 佐藤陽次郎  
 發行者 青森縣三戸郡八戸町大字三日町十三番地 松橋宗吉  
 印刷者 東京市本郷區眞砂町三十六番地 白土幸力

青森縣三戸郡八戸町大字三日町十三番地  
 研究會內 南部馬史發行所

371  
147

終